

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2996号)

令和5年5月24日

横 情 審 答 申 第 2996 号

令 和 5 年 5 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年8月11日瀬生第542号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日1に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」及び
「特定年月日2に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日 1 に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」及び「特定年月日 2 に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 4 月 1 日付で行った「特定年月日 1 に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「文書 1」という。）及び「特定年月日 2 に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「文書 2」という。文書 1 及び文書 2 を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア及び第 6 号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

文書 1 のうち相談者氏名、薬局対応者、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別及び処方せんに記載された薬剤師名（以下「薬剤師名」という。）並びに文書 2 のうち相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可は、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

また、文書 1 のうち、処方せんに記載された医薬品名及び規格並びに実際に調剤された医薬品名及び規格は、特定の個人を識別することはできないが、患者が服用中の医薬品に係る情報で病名の特定が可能であり、公にすることにより個人

の権利利益を害するおそれがあることから本号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

文書2のうち、取扱い処方せん数は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、薬局間の実績比較が可能となる。各薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

相談の内容については、開示することにより、当該法人の名誉、社会的評価を損ね、当該法人に対し不利益となるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号アの該当性について

文書2のうち、調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報は、横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）の是正指導業務に関する情報であって、開示することにより、横浜市が行う是正指導の傾向を薬局等が把握して是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の非開示にした立入検査の結果、指摘、改善指示事項等の開示を求める。
- (2) 文書1について、開示請求書には、立入検査の結果、指摘、改善指示事項等を求めたが、開示決定通知書には非開示理由の記載がない。
- (3) 文書1について、当該薬局の調剤室は特殊な構造であり、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）及び横浜市薬局開設許可要件への抵触の疑いがあり、立入検査の結果に言及がないのがあまりに不自然である。
- (4) 文書2について、立入検査結果として架電で問題なしとの連絡があったが、その真偽が疑わしかったことから、審査請求人は、やむを得ず他機関に対して立入検査を施行させ、指摘どおりの対応と改善報告書の徴収がされている。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条に基づき立入検査を行った薬事監視

員の資質、生活衛生課の管理体制が問題になり得る。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について

法第69条第2項では、法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。

横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(3) 本件審査請求文書について

文書1は、生活衛生課が特定年月日1に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票である。

文書1には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談内容、生活衛生課の対処方針及び立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されているほか、相談に係る調剤に関する処方せんの内容、発行医師名、薬剤師名等が記載されている。

文書2は、生活衛生課が特定年月日2に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。

文書2のうち相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係

る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち相談者氏名等を旧条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、文書2のうち取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、文書2のうち調査内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において「対象文書の非開示にした立入検査の結果、指摘、改善指示事項等」の開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第6号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについて、開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が文書2を見分したところ、相談受付・整理票の「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には立入検査等に係る調査の結果及び当該結果に基づく特定法人特定薬局への指導内容が記載され、薬事監視票には立入検査等をした監視項目に監視員が記号を付していることが認められた。

これらの部分は、審査請求人が開示を求める「立入検査結果、指摘、改善指示事項」に当たる情報であると考えられるが、当該情報が公になることで、実施機関が薬局に対して行う立入検査の検査方法や改善指示の傾向を把握できることとなる。そうすると、薬局が指摘を免れるために不当な対策を行うことを容易にするなどして、立入検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの部分は本号アに該当する。

(5) その他

ほかに審査請求人が文書1についても開示を求める「対象文書の非開示にした立入検査の結果、指摘、改善事項等」（以下「検査結果等」という。）については、当審査会が文書1を見分したところ、非開示部分には検査結果等に該当する

記載はなかったため、開示すべき部分があるとは認められない。なお、「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には「聞き取り及び現地調査は次のとおり」として検査結果等が記載されていたが、当該記載は本件処分において開示されている。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年8月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年9月9日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年9月16日 (第273回第三部会) 令和3年9月22日 (第405回第二部会) 令和3年9月28日 (第353回第一部会)	・諮問の報告
令和5年2月22日 (第432回第二部会)	・審議
令和5年3月8日 (第433回第二部会)	・審議
令和5年3月22日 (第434回第二部会)	・審議
令和5年4月12日 (第435回第二部会)	・審議